

## 資本論における所有権

### と契約

—— 賈買・消費貸借および借地 ——

加藤 正 男

はしがき

- 一 所有権と賈買
- 一 賈 買
- 二 「商人資本」
- 二 所有権と消費貸借
- 一 消費貸借
- 二 「前期的」消費貸借
- 三 土地所有権と小作または貸貸借

資本制的近代の法および法律制度の構造を分析することは、法學に課せられた重要問題の一つであろう。そしてそのためには、一つのしごととして、法學徒による「資本論」研究が本格的になされねばならない。そうした立場またはそれに近い立場から出發した研究が、わが國でもすでに若干あらわれている。本稿も、資本制的近代的な所有権と若干の諸契約との結合における社會的構造、についての資本論(特に第三卷)

の所説をかえりみることをその目的とするものである。

譯文は、だいたい長谷部文雄氏にしたがつた。以下の引用頁のうち、前のものはインステイト版の頁であり、後(かつこ中)のものはエンゲルス版のそれである。

一

一 第一に、生産品にたいする所有権は、讓渡契約特に賈買と結合して、「商品」資本となるものである。

資本制生産様式の成立(特にマニユファクチュアおよび工場)とともに、市場において、物は商品となり、資本家(材料をふくむ生産手段の所有権者)が商品所有権者となる。彼が他の同質者と賈買するのである(賈買は商品と貨幣との交換であるが、貨幣については後述)。その場合、商品所有権は現實に生産(加工)した労働者にぞくさないで、現實に生産しない資本家にぞくする。かくして、所有権および賈買は、剩餘價值を生産するのである。すなわち——商品のために資本家によつて費されるものと、商品そのものの生産のために費されるものとは、もちろん、二つの全く異なる大いさである。商品價值のうち剩餘價值から成りたつ部分のためには、そのために労働者によつて不拂労働が費されるといふまさにその理由によつて、資本家によつては何も費されない。ところが資本制生産のきそ上では、労働者そのものは、彼が生産

過程に入つたのは、機能しつある・かつ資本家にぞくする・生産資本の一分をなすのであるから、かくして資本家は現實の商品生産者であるから、商品の費用價格は必然的に、彼にとつては、商品そのものの現實の費用としてあらわれ「る。」そして「商品の資本家的費用は資本での支出によつて計られ、商品の現實的費用は労働での支出によつて計られ<sup>(三)</sup>。」したがつて、支出された不變資本と可變資本とは一つの同質のものであり、單に生産費用および費用價格としてあらわれ、剩餘價值は利潤に轉化する。費用價格と利潤とは商品の、また「生産者」は資本家の形態である。そして、剩餘價值率は利潤率となるのである。

商品の賣買は、利潤のための競争に左右されるものである。競争は「生産および消費の社會的性格を發揮<sup>(三)</sup>」し、利潤を「平均利潤」にひきさげる。もつとも、平均利潤による商品賣買も、なお剩餘價值を生産する。その上、「剩餘價值を生産する……資本家は、なるほど、この剩餘價值の最初のしゆとく者ではあるが、決してその最後の所有者ではない。彼は後でその剩餘價值を、社會的生產の全體において他の諸機能をもつ資本家たちや土地所有者などと分配せねばならぬ。」<sup>(四)</sup>したがつて、剩餘價值は種々の部分に分裂するのである。

一一 これまでとりあつかつてきたところでは、資本家および資本が三つの形態をもつ、ということが前提されている。

### 資本論における所有權と契約

すなわち資本家は、第一に所有者、第二に生産手段の買主および商品の賣主、第三に労働の使用主。これにたいして資本は、第一に貨幣資本(後述)、第二に商品資本、第三に生産資本(本稿では略)。この貨幣資本や商品資本や生産資本は、「自立的な諸資本種類——それらの諸機能がやはり自立的で相互に分離された諸事業部門の内容をなすような——」を示すのではない。これらの資本はここでは「産業資本の特殊的な諸機能を示すにすぎぬのであつて、産業資本はこれらの形態を三つながら相ついでとるのである。」「總循環の経過中にこれらの形態をとつては脱ぎすて、そしてそのとる各形態においてそれに照應する機能を果す資本、その資本は産業資本である。」<sup>(五)</sup>だが現實においては、「どの個別的産業資本も同時にすべて三つの形態をとるのである。」<sup>(六)</sup>

しかし、やがて商品の賣買に商人が關與すると、「商人資本」(商業資本)が獨立する。商品を販賣するという機能は、以前には商品を生産するという機能を果したのちになお生産者によつて果されるべき機能であつたが、いまやこの機能が「生産者のかわりに商人によつて引うけられ、商人の特殊事業に轉化されたのである」。商人資本は商品取扱資本と貨幣取扱資本との二つの形態に分れるのであるが、「商品取扱資本」はまつたく「貨幣えの轉形過程を通過すべき、市場で商品資本としての機能を果すべき、生産者の商品資本」以外の何ものでもないのであつて、ただこの機能がいまや「生産者

の附隨的操作としてのかわりに、資本家の特殊部類たる商品取扱業者の専門的操作としてあらわれ、特殊的な投下資本の事業として自立化される<sup>(七)</sup>というだけのことである。したがつて、商品取扱資本は生産者の手のなかにおけると同じく商人の手のなかにおいても利潤を成りたため、かつ生産者の利潤率を壓迫するのである<sup>(八)</sup>。

封建制末期ないし資本制初期の商人資本(いわば「前期的」商人資本)は、生産者と注文者との間から(特に前者から)あらゆる剰餘價值をしゆとくするものである。――

しかもそれは 歴史的にはどんなに移行として作用するとしても、それ自體としては舊生産様式の變革をもたらすことはほとんどなく、「むしろ舊生産様式を保存し、自己の前提として維持するのである」。このやり方は「いたるところで現實の資本制生産様式をぼう害するのであつて、後者の發展につれて衰亡する。それはただ、直接的生産者たちの状態を：……直接に資本の支配下に包せつされたそれよりも劣悪な諸條件下にある單なる賃労働者およびプロレタリアに轉化させるだけであり、舊來の生産様式のきそ上で彼らの剰餘労働をしゆとくするのである<sup>(九)</sup>」。こゝした「資本は、それが大量的に空間的に集中させて直接に指揮する工場労働者・マニユファクチュア労働者・および手工業者のほか、大都市および田舎に散在する家内労働者からなる他の一軍を、眼に見えぬ糸によつて動員する」。「廉價で未成熟な労働者のさく取は、近

代的マニユファクチュアにおいては本來的工場におけるよりも一そう破れん恥となる、というわけは、此所では實在する技術的きそ――機械が筋力にとつてかわるといふこと、および労働が容易だといふこと――が彼所ではほとんど缺けており、しかも同時に、婦人または未成年者の身體が恥知らずにも毒物などの影響に委棄されるからである。またそれは、いわゆる家内労働においてはマニユファクチュアにおけるよりも一そう破れん恥となる、というわけは、労働者たちの反抗能力が彼らの分散するにつれて減少するからであり、全一聯の盜賊的寄生者が本來的雇主と労働者との間に介入するからである<sup>(一〇)</sup>。しかるに、商人資本(商業資本)と對照される産業資本はさく取にもとづくとはいふものの、「労働の生産力を増大させ、労働の生産力の増大によつて労働者の價值を低下させ、且つかくしてこの價值の再生産に必要な労働日部分を短縮させるためには、労働過程の技術的および社會的諸條件が、かくして生産様式そのものが、變革されねばならぬ<sup>(一一)</sup>」。したがつて、商人資本は産業資本よりもはるかに反社會的な機能を營むわけである。

(一) Vgl. K. Marx, Das Kapital, 1867-94, Buch I,

Kap. 22

(二) Buch III, Absch. 4, S. 48 (III I S. 2-3)

(三) III S. 200 (III I S. 173)

(四) I S. 592 (S. 527)

賣買（ないし有償契約）の社會的構造論またはそれ  
えの approach として、末川博「債權各論」第一部第  
二章第三節、山中康雄「契約總論」序論。

(五) II S. 48 (S. 26)

(六) II S. 96 (S. 73)

(七) III S. 300-1 (III I S. 253-4)

(八) III S. 317 (III I S. 270)

商（企業）・商人などの社會的構造について、山中  
「市民社會と民法」第二章第三節、實方正雄「商法學  
總論」一第二章・II第二章第一節。

(九) III S. 306-7 (III I S. 319)

(10) I S. 486 (S. 427)

(11) I S. 330 (S. 279)

「前期的」資本の構造について、大塚久雄「近代資  
本主義の系譜」前編、堀江英一・季刊社會科學一。

## 二

第二に、利子生み資本にたいする所有權は、返環契約特に  
有償の消費貸借と結合するものである。

資本制以前の消費貸借は、大たい無償であつた。しかし資  
本制の發展とともに、貨幣が生じる。價格の形態である貨幣  
は、まづ商品の形態となり、次に資本の形態となる（さらに

資本論における所有權と契約

商品となる)。「貨幣——というのは、ここでは、ある價值額  
の自立的表現を意味するのであつて、事實上その價值額が貨  
幣として實存するか商品として實存するかを問わない——  
は、資本制生産のきそ上では資本に轉化されるのであつて  
この轉化により、ある與えられた價值から、みずからを増殖  
し増加する價值となる」。それは、利潤を生産する。「かよう  
にて貨幣は、それが貨幣としてもつ使用價值のほか、一つ  
の追加的使用價值、すなわち、資本として機能するという使  
用價值をうけとる。貨幣の使用價值は、この場合にはまさ  
に、資本に轉化した貨幣が生産するところの利潤に存する。  
可能的資本としての利潤を生産するための手段としての、こ  
の屬性において、貨幣は商品——といつても獨自な種類の商  
品——となる。または……資本は資本として商品となる」。  
それとともに、消費貸借は大たい有償（利子生み）となるに  
至つたのである。

商品の消費貸借も、ほかの法律制度と同じように、法的お  
よび社會的構造に分けられるものである。法的形態において  
はそれは「關與者たちの意思行爲として、彼らの共同的意思  
の發露として、また個々の當事者たちにたいしては國家によ  
つて強制される契約として、現象する」のであるが、かか  
る法的形態は「單なる形態としては、この内容そのものを規  
定することはできない。それらはこの内容を表現するにすぎ  
ない。」<sup>(12)</sup>一言でいえば、消費貸借は、法的には商品を交換する

が、社会的には何も交換しないということなのである。——  
その場合において、借主の對價は平均利潤の一部分である。  
この平均利潤の一部分を利子に轉化させ、利子というカテゴリーを生産するのは、一方においては貨幣資本家え・他方においては産業資本家および商人資本家(機能資本家)え・の資本家の分裂と、彼らの諸機能の分裂とである。この際に利子生み資本家から機能資本家へ移されるものは、やはり他人の労働にたいする指揮と他人の労働をしゆとくする請求、ないし所有権のさく取的機能である。すなわち、他人の労働をしゆとくしないところでは、利子は全く存在しないのである。  
利子の支拂後なお機能資本家の手に残る平均利潤の部分は、企業者利得とよばれるものである。「信用」(後にものべる)が發展しきつた場合には、この利子と企業者利得とがきり離して計算される。そこでは、機能資本家は資本の非所有者だと想定され、資本の所有権は彼に對立する貸手である貨幣資本家によつて代表される。だから彼が貨幣資本家に支拂う利子は、總利潤のうち「資本所有権としての資本所有権」に歸屬する部分として現象する。これに對立して利潤のうち能動的(機能)資本家に歸屬する部分は、いまや企業者利得——もつばら、彼が再生産過程で資本をもつて遂行する操作または機能から、かくして特に彼が企業者として産業または商業において果す機能から、發生するところの——として現象する。だから彼にたいし利子は、單なる資本所有権の——

資本が「作業」せず「機能」しないかぎりにおいて再生産過程から抽象された資本自體の——果實として現象する。他方彼にたいし企業者利得は、もつばら彼が資本をもつて果す機能の果實として、すなわち資本の運動および過程的作用——彼にたいしいまや、貨幣資本家の不活動・生産活動への不參加・と對立する彼獨自の活動として現象する過程的作用——の果實として、現象する。利子は資本自體・生産過程を度外視した資本所有権・の果實であつて、企業者利得は過程しつつかある・生産過程で作用しつつかある・資本の果實であり、したがつて資本充用者が再生産過程で演じる能動的役割の果實であるという、總利潤の兩部分のこの質的分割は、一方では貨幣資本家、他方では産業資本家の、單なる主觀的見解では決してない。それは客觀的事實に立脚する。けだし、利子は貨幣資本家——彼は資本の單なる所有者であり、かくして生産過程以前に且つ生産過程の外部で單なる資本所有権を代表する——の手もとに流れてゆき、企業者利得は資本の非所有者であつて單に機能しつつかある資本家の手もとに流れてゆくからである。利子生み資本と能動的資本とが發展すれば、兩者は個人のなかで結合される。

このようにして、利子生み資本は、「機能としての資本に對立する所有権としての資本」である。すなわちそれは、(1)機能資本に對立し、賃労働には對立しない。(2)所有者の手なかでは機能しないで、企業家(機能資本家)の手なか

で機能する。そして必然的に機能資本家の頭のなかでは、次のような表象、すなわち「彼の企業者利得はそれ自身、勞賃であり監督賃であり wages of superintendence of labour であつて、この賃銀が普通の賃労働者のそれよりも高いのは(1)複雑勞働であるからであり、(2)彼が自分自身に勞賃を支拂うからである」という表象が生じる。しかし、(1)利子は二人の資本家の間の一關係であつて、資本家と労働者との間の一關係ではない。(2)この監督は、社會的には勞働ではない(法的には勞働契約によつて成立するが)。(3)かかる監督賃は、企業者利得とは異なる。(すなわち、「直接的生産過程が、社會的に結合された過程の姿態をとつていて、自立的生産者たちの個々別々の勞働としてはあらわれない場合には、つねに監督および指導という勞働が必然的に生じる。」したがつて、監督および指導は必然的な勞働である。しかるに、資本家と労働者との對立から生じ資本制生産様式の虚費にぞくするところの、支配的監督は必然的な勞働ではない。)このようにして利子生み資本は監督の階級を生じるのであるが、この監督者は現實には機能を果す。そして、監督賃が全部支拂われるか、企業者自身が監督者であつて計算が分けられる場合、企業者利得を形づくる利潤が残るのである。

以上を要するに、「残るのはただ機能者だけとなり、資本家は餘計な人物として生産過程から消滅するのである。」(七)利子生み資本において、資本關係は「その最も外面的で最も物神的

な形態」をえる。……資本が利子の、資本自身の増殖の、神秘的で自己創造的な源泉として現象する。「物(貨幣・商品・價值)がいまや單なる物としてすでに資本」であつて、資本は單なる物として現象する。……社會的關係は、物たる貨幣がそれ自身にたいする關係として完成されているのである。(八)

二 封建制末期ないし資本制初期の(いわば「前期的」な)所有權と有償消費貸借とは、「商人資本」(前述)と同じような機能を營み、生産者のあらゆる剩餘價值をしゆとくするものである。

それは、古風な形態においては高利資本であり、「その双生兄弟たる商人資本とともに、資本の大洪水前の諸形態」にぞくする。この場合には利子の形態のもとで、「生産者たちの必要かくべからざる生活維持手段(後代の勞賃にあたる額)を超えるすべての超過分」(後代の利潤および地代にあたる額)が高利貸によつて吞こまれうる。高利資本は、この形態では事實上、生産様式を變化させないのであり、労働諸條件にたいする生産者の所有または占有——およびこれに照應する個々別々の小生産——を本質的前提とするのであり、かくして「資本は労働を直接には自己に従屬させず、したがつて産業資本としては労働に對應しないのである」が、この高利資本は「この生産様式を貧困化させ、生産諸力を發展させるかわりにこれをまひさせ、それと同時にこの悲惨な状態——そのもとでは、資本制生産のもとでのように、労働の社

會的生産性が労働そのものを犠牲として發展することはないであろう——を永遠化するのである。高利は「貨幣財産を集中するが、生産手段は分散したままである」。それは「生産様式を變化させないで、寄生虫としてこれは吸いつき、これを悲惨なものたらしめる」<sup>(九)</sup>特に高利資本は、「資本の生産様式をもたずして資本のさく取様式をもつ」のである。

右の高利にたいする反作用として、「信用業」が發展するのである。その意味するところは、「利子生み資本は資本制生産様式の条件および必要に従属する」ということ以上ではなく、また以下でもない。しかし、利子生み資本は、「資本制生産様式の意味では借りられない・また借りられない・事情のもとでは、諸々の個人および階級にたいして高利資本の形態を保持する」。たとえば、個人的必要から質屋で借りられる場合、享樂的富のために浪費目的で借りられる場合、または生産者が非資本家的生産者たる小農や手工業者などであり・かくしてまた直接的生産者として自分自身の生産諸条件の所有権者である場合、最くに資本家的生産者自身がかのみづから労働する生産者に近いような小規模で操作している場合。そして、「無財産の男が産業家または商人として信用を受けとる場合でさえも」、そのことは、彼が借受資本をもつて資本家として機能する——不拂労働をしゆとくする——であるとうことが信頼されて行われるのである。「彼は潜勢的資本家として信用を賦與されるのである。」そして財産は

ないが精力・堅實さ・能力および専門知識をもつ男が多かれ少かれ正當に評價されるから——という「この事情は、經濟學的辯護論者たちによつていたく驚嘆されるのではあるが、またこの事情は、既存の若干の資本家にたいする戦場に新たな一聯のありがたからぬ山師たちをたえず連れだすのではあるが、しかしこの事情は、資本支配そのものをきよう固にし、資本支配のきそを擴大し、また資本支配をして、下層社會の新人物をもつてたえず後繼者をつくることをえせしめるのである」<sup>(一〇)</sup>ここで忘れてはならないことは、いかなる方法で高利資本を抑制しても、それはなお利子生み資本であり資本であるということである。すなわち、第一には「貨幣……は依然として、信用業が事態の本性上けつして離脱しえない基盤だ」ということであり、第二には「信用制度は私人たちの手における社會的生産手段の（資本および土地所有権の形態での）獨占を前提とする」ということ、それ自身、一面では「資本制生産様式の一の内在的形態」であり、他面では「資本制生産様式をその最高〓および最終可能な形態に發展させる一推進力」だということ、である。銀行制度は、形式的な構造および集中の點からみれば、「資本制生産様式一般によつてもたらされるところの、最も人爲的で、最も發達した産物」である。社會的な規模での生産手段の一般的な簿記と配分との形態は與えられているが、しかし「ただ形態だけ」なのである。<sup>(一一)</sup>

このようにして、信用制度は、「その初期には、蓄積の謙そんな助手として密かに忍びこむ」のであるが、けつきよくは「諸資本の集中のためのほう大な社會的機構」に轉化<sup>(11)</sup>する。そして、それは團體特に株式會社と結合する。これこそ「資本制生産様式そのものの内部での資本制生産様式の止揚」であり、「私的所有權の統制なしの私的生産」<sup>(12)</sup>なのである。

(一) III, Absch. 5, S. 370-1 (III I S. 322-3)

貨幣の社會的構造論またはそれへの approach として、末川「私法の基胎」三〇頁以下、川島武宜「所有權法の理論」第四章第一節第四の四。

(二) III S. 372 (III I S. 323-4)

(三) III S. 389 ff. (III I S. 341 ff.)

(四) III S. 408-9 (III I S. 359)

(五) III S. 414-5 (III I S. 365-6)

(六) III S. 418-20 (III I S. 369-71)

(七) III S. 424 (III I S. 374)

(八) III S. 426-7 (III I S. 377-8)

以上のこと述は、K. Renner, Die Rechts-institute des Privatrechts und ihre soziale Funktion, S. 63 ff. S. 122 f.; コンツェン監集「經濟學」三(廣島定吉ほか共譯)などに負うところが少くない。(前者につき、後藤清譯、我妻榮・法協四五三—五、佐々木惣一編「人間生活と法及び政治」および民法二三五中の

資本論における所有權と契約

拙稿などがある。)なお末川・前掲書一六頁以下、能通孝「債權各論」一五七頁以下・一七二頁以下。

(九) III S. 641-5 (III II S. 132-7)

(一〇) III S. 647-8 (III II S. 139-40)

(一一) III S. 654-5 (III II S. 145-6)

「前期的」資本に關する文獻につき、一の註(九)。

(一二) I S. 660 (S. 591)

(一三) III S. 479-80 (III I S. 425-6)

「信用」について、なお川島・前掲書第五章第二。

### III

第三に、土地所有權は、小作または賃貸借と結合して、地代その他をしゆとくするものである。

土地所有權は、特定の人々が彼らの私的意欲の排他的領域として地球の一定諸部分を——すべての他人を排除して——自由にすると、特定の人々の獨占を前提として<sup>(13)</sup>いる。しかし、地球の諸部分を使用するという、これらの人々の法的能力だけでは、何も片づかない。この土地の使用は、彼らの意欲から獨立している經濟的諸條件に完全に依存するのである<sup>(14)</sup>。

そこで、土地所有權(および借地)が資本制生産様式に依存する點は、次のとおりである。「資本制生産様式が土地所有權を、一方では、支配しおよびいぞく諸關係からすつか

り解放し、他方では、労働条件としての土地所有権および土地所有権者——彼にとつては、土地はもはや、彼が土地所有権の獨占到媒介されて産業資本家たる借地農業者から徴収する一定の貨幣税以外には何も表示しない——から全く分離するということ、すなわち、このつながりをすつかり解放してしまうので、土地所有権者は、その土地所有権はスコットランドにあるのにコンスタンチノブルでその全生涯をおくることができるようになるということ。——こうしたことこそは、資本制生産様式の偉大な成果の一つである。かようにして土地所有権は、……その純經濟的な形態をうけとるのである<sup>(三)</sup>。かくして、土地所有権者は、「彼らの關與なしにもたらされた社會的發展の成果を彼らの私的ポケットに収めるのである、——生れながらの果實消費者<sup>(四)</sup>」。しかし、土地所有権は、ある特定の發展高度に達すると資本制生産様式の立場からしても、「餘計な且つ有害なものとして現象する<sup>(五)</sup>」ということによつて、その他の種類の所有権とは相違している<sup>(五)</sup>のである。——

(1) 土地所有権および借地は、地代に、借主が土地に投下した資本の利子をつけ加えるものである。農業上の普通の生産過程にともなう、より一時的な資本諸投下は、すべて例外なく借地農業者によつてなされる。これらの諸投資は、單なる耕作一般と同様に、土地を改良し、その生産物を増加させ、土地を「單なる物質から土地資本に」轉化させる。だが、借地

期間がすぎ去るや否や——そしてこれは、資本制生産が發展するにつれて土地所有権者が借地期間をできるだけ短縮しようとする理由の一つであるが、——土地に合體された諸改良は、「實體たる土地の不可分離な偶有化」として、所有権として土地所有権者の手に歸する。このように土地所有権は土地に合體された資本にたいする利子を本來的地代につけ加えるのであつて、そのことは新たな借地人が右の諸改良をした當の借地人であるか別の借地人であるかを問わない。かくして、彼の地代がふくれあがる。または、もし彼がその土地を賣ろうとするならば、いまやこの價値が増大している。彼はその土地を賣るだけでなく、その改良された土地を賣るのであり、彼にとつて何らの費用もかからなかつたところの、その「土地に合體された資本」をも賣るのである。これこそは、——本來的地代の運動はまつたく度外視しても、——「經濟的發展の前進にともなう、土地所有権者たちの累進的致富の、彼らの地代のたえざるぼう脹の、および彼らの所有地の貨幣價値増大の、祕密の一つ<sup>(六)</sup>」である。すなわち、土地所有権と借地は、「本來的地代と、土地に合體された固定資本の利子——地代えの一追加分をなしうるもの——との區別」を明瞭に示す。また、「土地とともに、土地に合體された他人の資本がけつきよくは土地所有権者の手に歸するのであり、また、この資本の利子は土地所有権者の地代をぼう脹させる<sup>(七)</sup>」、ということを示す。なぜなら、借地農業者は、あら

ゆる改良や支出——その完全な還流を彼の借地期間の繼續中に期待できないような——をさけるからである。したがつてそれは「合理的農業の最大障がいの一つ」である。のみならず、資本制生産様式の高度の發展をさまたげるものである。

(2) 土地所有権および借地は、勞賃・平均利潤および固定資本をも地代につけ加えるものである。「もし借地農業者が、彼の勞働者の標準的勞賃または彼自身の標準的平均利潤からの一控除分をなす或る借地料を支拂うとすれば、彼は、地代——彼の商品の價格のうち勞賃および利潤と區別される・自立的な・構成部分——を支拂うのではない」。さらに「より永久的な・より長期間にわたつて利用されるべき・土地に合體された固定資本もまた、大部分は——特定の諸部面では往々にしてもつばら——借地人によつて投下される」のである。

(3) 土地を購入するための貨幣資本の支出は、「農業資本の投下ではない。この支出は小農たちからの生産部門そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させるものである。それは彼らの生産手段のはいをそれだけ減少させ、したがつて再生産の經濟的きそを狹隘化させる」。それは、小農を高利に従屬させる、というの、この部門では總じて本來的信用がほとんど行われなからである。それは、この購賣が大土地經營で生じる場合でも、農業の一障がいである。それは事實上、資本制生産様式と矛盾するものである。

最後に、小農が没落する諸原因について。「大工業の發展の結果たる、土地所有権の正常な補足をなす農村的家内工業の絶滅。こうした耕作のもとにおかれた土地の漸次的な疲弊と吸取。共有地——これはどこでも分割地經營の第二の補足をなすのであり、またこれのみが分割地經營に家畜の飼養を可能ならしめる——の、大土地所有権者による横奪。植栽地經營として營まれるか資本制的に營まれるかを問わず、大耕作の競争。農業上の諸改良——これは一方では土地生産物の價格の下落を招來し、他方ではより大きな諸支出とより豊富な對象的生產諸條件とを必要とする。——もこれに貢獻する……分割地所有権は、その本性上、勞働の社會的生產諸力の發展、勞働の社會的諸形態、諸資本の社會的集積、大規模な牧畜、科學の累進的應用、を排除する」。高利と租稅制度とは、分割地所有権をいたるところで窮乏化せざるをえない。土地價格における資本の支出は、この資本を耕作から取あげる。限りなき、生産手段の分散および生産者そのものの個別化。人間力のぼう大な浪費。生産諸條件の累進的悪化と諸生産手段のとう貴とは、分割地所有権の必然的な一法則である」。

以上を要すれば、一方では農業の合理化、「すなわち農業の社會的經營を初めて可能ならしめる合理化」、他方では土地所有権の不合理性の立證。これらは、「資本制生産様式の偉大な功績」である。資本制生産様式は、「そのもとでの爾

餘の歴史的進歩のすべてと同様に、右の進歩をも、まず第一には直接的生産者たちの完全な窮乏化によつて購つたのである<sup>(二)</sup>。<sup>(三)</sup>

(一) III, Absch. 6, S. 663-4 (III II S. 154)

その點について、ヘーゲルの権利ないし所有権思想は興味がある。これにつき川島・前掲書の隨所、拙稿・同志社法學四(書評)および七「權利本質論——素描」。

(二) III S. 664 (III II S. 155)

(三) III S. 666 (III II S. 157)

III S. 665 (III II S. 156) ——「資本制生産様式が

一方では、農業を、社會の最も未發展な部分の單に經驗的機械的に傳承されたやり方から、農學の意識的科學的應用に轉化する——總じてそれが、私的所有権とともに與えられた諸關係の内部で可能なかぎりで——とらふこと」。

(四) III S. 668-9 (III II S. 159)

(五) III S. 671 (III II S. 162)

(六) III S. 668-9 (III II S. 158-9)

(七) III S. 670-1 (III II S. 161)

(八) III S. 669 (III II S. 159)

(九) III S. 804 (III II S. 288)

(一〇) III S. 668 (III II S. 158)

(一一) III S. 862 (III II S. 345)

これに關聯して、小農が土地所有権をしゆとくする三つの場合を論ずるのは、Rennet, a. a. O., S. 99-101. また、石田文次郎「投資抵當權の研究」第一章、我妻榮・法律時報二九。所有権および借地の社會的構造については、すぐれた文獻があまりに多い。

(一二) III S. 859 (III II S. 341)

以上は、資本制的近代的土地所有権の成立過程に關して論ぜられる。これにつき、川島・前掲書第二章第四、佐々木編・前掲書「社會生活と所有権」および同志社法學五(「フランス革命」)の拙稿。

(一三) III S. 666 (III II S. 157)

### 法政研究會報告

第三十四回 二月十四日

「クエンシー・ライト『政治學と世界の安定』」

發表者 川端末人氏

出席者 高橋・岡本(清)・恒藤・秋山・服部・岡本(善)・小野(哲)・加藤・高橋(悠)・山本・本城・幡本

本城・幡本

第三十五回 二月二十八日

「時效の效力」

發表者 本城武雄氏

出席者 田畑・高橋・坂・岡本(清)・今井・金山・恒藤・秋山・服部・岡本(善)・小野(哲)・加藤・高橋(悠)・山本・八木・幡本